

※沖縄県証紙は裏面へ貼付下さい。

県証紙貼付欄

こちらから、順番に 証紙を貼付下さい	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20

（開放機器使用上の遵守事項）

- （1）あらかじめその開放機器の使用に熟達した者を選任し、使用に当たらせること。
- （2）開放機器使用のため入室または退室する場合は、担当者へ連絡すること。また、必要性があって、他の研究棟・実験棟へ入室する場合は、あらかじめ担当者の許可を得ること。
- （3）開放機器使用時は、使用者は所定の「名札」を見やすい位置に掲示すること。終了時は速やかに担当者の指示する場所へ返却すること。
- （4）入退所及び名札の使用について、所定の帳簿に記入すること。
- （5）特に定める工具及び器具以外については、持参すること。
- （6）開放機器は原則として1人で同時に2台以上を使用しないこと。
- （7）恒常的に生産設備として使用しないこと。
- （8）開放機器の使用中に故障その他の異常を発見したときは、速やかにセンター担当者に連絡し、その指示を受けること。
- （9）材料持込みは、当日の開放機器の使用に必要なもののみとし、使用者の責任においてこれを管理すること。
- （10）開放機器使用終了後は、作業環境を整備し、センターの担当者に連絡の上点検を受けること。
- （11）使用者が持ち込んだ材料等から発生した廃棄物は、使用者が撤去すること。
- （12）その他、上記以外の事由があった場合も、安全の確保、設備の保守に徹すること。

第 1 号様式 (第 3 条関係)